

個別年金相談のお申込みから相談までについて

一般財団法人 千葉県社会保険協会

ご希望される会員事業所様は、個別年金相談申込書に必要事項をご記入うえ、当協会までFAXにて、お申込みくださいますようお願いいたします。

※費用等は、一切無料です。

1. 個別年金申込書に必要事項を記入ください。

相談希望日時については、

- ・お申込みから相談日まで**1ヶ月程の期間**が必要です。
- ・相談希望日時は、**第3候補**までお願いします。



2. 当協会へFAXにてお申込みください。（043-233-3973）



3. 受付後、委任状を送付いたします。

必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。

※委任状については、当協会から日本年金機構へ被保険者記録等の照会をするために、ご提出いただくものです。



4. 相談日時が決定次第、当協会からご連絡いたします。



5. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。